

うるま市公共交通基礎調査業務 仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、「うるま市公共交通基礎調査業務」（以下「本業務」とする）に適用する。

第2条 関係条例等の遵守

本業務は、本仕様書の定めるもののほか、下記の関連条例等を遵守のうえ実施するものとする。

- (1) うるま市土木設計業務等委託契約約款
- (2) 本市の諸条例、規則等
- (3) その他関係する法律、政令、省令、通達等

第3条 関係書類の提出

受注者は、契約締結後、発注者が指定する期限内において、下記の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

- ①着手届 ②工程表 ③管理技術者等通知書 ④経歴書 ⑤業務計画書 ⑥業務完了届
- ⑦業務成果物引渡書 ⑧その他、協議により指示のあった事項

第4条 技術者要件

1. 本業務は公共交通に関する本市の課題を様々な視点からの調査により把握するものであり、交通環境は経済、財政、医療・福祉、教育、観光、生活活動等の多角的な視点を必要とすることから、管理技術者は技術士（都市及び地方計画）の資格を有する者を配置することとするが、やむを得ない場合（条件を満たせない場合）は技術士（総合技術監理部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM－都市及び地方計画）の資格を有する者を配置することが出来る。主たる担当技術者を配置する場合は、技術士（都市及び地方計画）、技術士（総合技術監理部門）、技術士（建設部門）又はシビルコンサルティングマネージャー（RCCM－都市及び地方計画）の資格を有する者を配置することが望ましい。
2. 管理技術者等は原則沖縄県内に常駐している者を配置しなければならない。ただし、打合せ協議や発注者の申し出による急を要する協議、関係機関との調整や資料の提出等、本業務に支障をきたすことがないよう、速やかに応じることができればその限りではない。なお、県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。

第5条 打合せ及び作業状況の報告

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者と十分な打ち合わせを行い、作業工程に従って適切な業務の遂行に努めなければならない。また、発注者が作業状況の報告を求めたときは直ちに報告を行うものとする。

本仕様書に記載していない事項であっても、作業上必要と認められるものについては、発注者と協議し履行するものとする。

第6条 損害賠償

受注者は、業務遂行中に生じた事故及び第三者に与えた損害等に対して、一切の責任を負い、これに係る費用のすべてを負担する。この場合、内容・状況等を発注者へ報告し、指示に従うものとする。

第7条 体制の確保

受注者は、本業務の実施にあたって、発注者が指定する打合せ及び緊急を要する事項等に対して、迅速に対応できる体制を確保しなければならない。

第8条 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合、または、定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者との協議の上、発注者の指示に従うものとする。また、協議結果を記録整備しておくものとする。

第9条 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、第三者に漏らしてはならない。また、業務期間中及び業務完了後において地域住民に対し、誤解や疑義を招くような言動をしてはならない。

第10条 資料の貸与

発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、貸与された図書等を業務完了後、速やかに返却しなければならない。なお、貸与された図書等に破損、紛失等があった場合は、受注者がその責務を負うものとする。

第11条 検査

受注者は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受け、発注者から修正の指示を受けた場合は、速やかに修正をしなければならない。

第12条 成果品の帰属

成果品等はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を得ずに他の公表、貸与又は使用してはならない。

第13条 著作権等の取り扱い

本業務に使用する第三者が権利を有する著作物については特に留意し、当該著作物の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きは受注者の責において行うものとする。

第14条 瑕疵

受注者は本業務完了後といえども、受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正等を受注者の負担において行うものとする。

第15条 補則

本仕様書に定めのない事項や本業務を進めるにあたっては、受注者は発注者と十分調整を図りながら行うものとする。

業務内容変更により、契約金額に変更が生じる場合は、発注者と受注者との協議の上、契約変更を行うものとする。

第2章 業務内容

第16条 業務名

うるま市公共交通基礎調査業務

第17条 目的

本市は広域に散在する住宅地域があり、現状の公共交通網ではその移動需要に対応できない地域が存在する。このような地域の不便の解消を目指し、誰もが自家用車に頼らずとも外出できる交通環境を検討することが求められている。一方、交通環境は都市づくりの基礎となるものであることから、その検討には経済、財政、医療・福祉、教育、観光、生活活動等の多角的な視点が必要となる。

本事業では、これら多角的な視点から移動に関する基礎的な調査を実施することにより、本市の課題を捉え、解決に向けた取組及び方針を検討・提案することを目的とする。

なお、本事業の調査結果は、公共施設間連絡バスの運行見直し及び次年度予定する地域公共交通計画策定に活用することとする。

第18条 履行期間

契約日の翌日～令和8年2月28日まで

第19条 見積要領

本業務のお見積りは、別紙「業務内訳書」に沿って下記のとおり作成するものとする。

- ①令和7年度設計業務委託等技術者単価にて作成すること
- ②工種毎に「職種名」「人工数」「数量」「単価」を明記した直接人件費の内訳書
- ③成果品毎にかかる直接経費の内訳書
- ④設計に使用する価格は原則として消費税抜きとし、業務価格は税抜き表示とする。
- ⑤県外から技術者等を配置する場合の旅費交通費はすべて受注者の負担とする。
- ⑥見積りは14,993千円（消費税込み）を上限とする。

第20条 業務内容

(1) 計画・準備

本業務実施にあたり、業務の目的・主旨を理解した上で、業務計画書（業務概要、実施方針、業務工程、打合せ計画等）を作成し、発注者の承認を得るとともに、業務に必要な資料及びデータの収集を行い、円滑な業務遂行に資する計画を立案する。

(2) 国・県・うるま市における交通関係計画及び都市計画の把握・整理

公共交通等に関する上位・関係計画、国・県・市役所（他部局等を含む）の計画・施策を把握するとともに、本業務に必要な資料の収集及び整理を行う。

【市の上位計画】

- ・第2次うるま市総合計画
- ・うるま市交通基本計画
- ・うるま市総合交通戦略

(3) 現状把握と課題抽出

「地域公共交通計画の『アップデートガイダンス Ver1.0』(国土交通省総合政策局地域交通課)」に基づき現状診断を行い、うるま市が抱える課題を洗い出すこと。

(4) 公共交通基礎調査・分析

【企画提案】

本市における移動に関する課題を把握するための調査・分析に係る手法及び内容について企画提案すること。

ただし、調査は『「想定される課題」とその「実態」及び「原因」を把握する設計』とし、調査実施前に発注者と十分調整すること。

【想定される調査・分析等】

市民等の生活行動把握（市内全域）

市内在学生移動実態把握（送迎交通等公共交通利用状況等）

観光客等行動把握（レンタカー等を対象とした周遊実態調査や人流データ活用等）

路線バス（幹線バス）の利用実態把握

関係者ヒアリング（市内交通・商業(ホテル含む)・医療・福祉（高齢・障害）・教育・市役所関係各課等）

(5) 地域交通が目指す姿及び施策の提案

(3) 及び (4) の結果を踏まえて、地域交通が目指す姿を整理し、その実現に向けた施策の提案を行う。その際、下記事項に留意すること。

ア 行政が運行主体となる場合は既存の交通事業者に与える影響を考慮すること

イ 津堅～平敷屋航路についても検討対象に含むこと

ウ 重点的に対応すべき課題及び施策を設定すること

エ 地域交通ネットワークを作成（図示）すること

オ 本市が令和2年度以降に実施した可能性調査及び実証運行の結果を踏まえること

(6) 会議等の運営支援

「うるま市地域公共交通会議」（1回）、「うるま市地域公共交通検討委員会・幹事会」（各3回）の開催を想定している。本業務の取組内容について、必要な資料の作成及び準備、会議録作成等の運営支援（委員との調整、謝金支払い、資料印刷は除く）を行うこと。

(7) 成果品の作成

「第22条 成果品」に記す成果品の作成。

※成果品の作成に係る印刷費を含む。

第21条 業務打合せ・協議

本業務が円滑に実施されるよう業務着手時、中間3回、成果品納入時の5回を基本とする。（業務遂行上、5回以上となっても変更の対象としない。）

第 22 条 成果品

- 1) 報告書 (A4 リングファイル綴り) 2 部
- 2) 報告書概要版 2 部
- 3) 電子データ 一式
- 4) その他発注者の指示するもの 一式

第 23 条 その他留意事項

- ・ 成果品及び各種説明資料について

適宜カラー印刷を用い、「分かりやすさ」「きめ細やかさ」「進行管理への配慮」を重視して編集を行い、概念図、各種説明用図面、必要に応じてパース等の作成も行い、見やすい資料の作成に努めるものとする。また、説明用のパワーポイントも適宜併せて作成する。

- ・ 履行期間の 1 週間前までに、成果の提出を行うこと。
- ・ 補助金活用の都合上、履行期間内に完了検査を行う。